

燃料電池バス燃料費支援事業 助成金申請書類作成の手引き

令和3年10月

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル14階

TEL : 03-5990-5159

ホームページ : <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc-bus-fuel>

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時を除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	1
1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー	3
2 助成内容	4
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	4
2.2 助成対象経費（交付要綱第4条参照）	4
2.3 助成対象期間（交付要綱第5条参照）	4
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）	5
3 交付申請	6
3.1 申請手続き（交付要綱第7条及び第27条参照）	6
3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱別表第1参照）	6
3.3 申請方法	6
3.4 申請にあたっての留意事項	7
3.5 本助成金の交付決定（交付要綱第8条参照）	7
3.6 交付の条件（交付要綱第9条参照）	7
4 計画の変更等	8
4.1 助成事業の内容変更（交付要綱第11条参照）	8
4.2 事業者情報の変更（交付要綱第12条参照）	8
4.3 助成対象事業の廃止（交付要綱第14条参照）	8
5 実績報告の提出	9
5.1 実績報告の提出（交付要綱第15条参照）	9
5.2 助成金額の確定等（交付要綱第16条参照）	9
5.3 助成金の交付等（交付要綱第17条参照）	9
6 その他	10
6.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）	10
6.2 債権譲渡について（交付要綱第13条参照）	10
6.3 交付決定の取消し（交付要綱第18条参照）	10
6.4 助成事業の経理（交付要綱第23条）	10

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

燃料電池バス燃料費支援事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
3. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

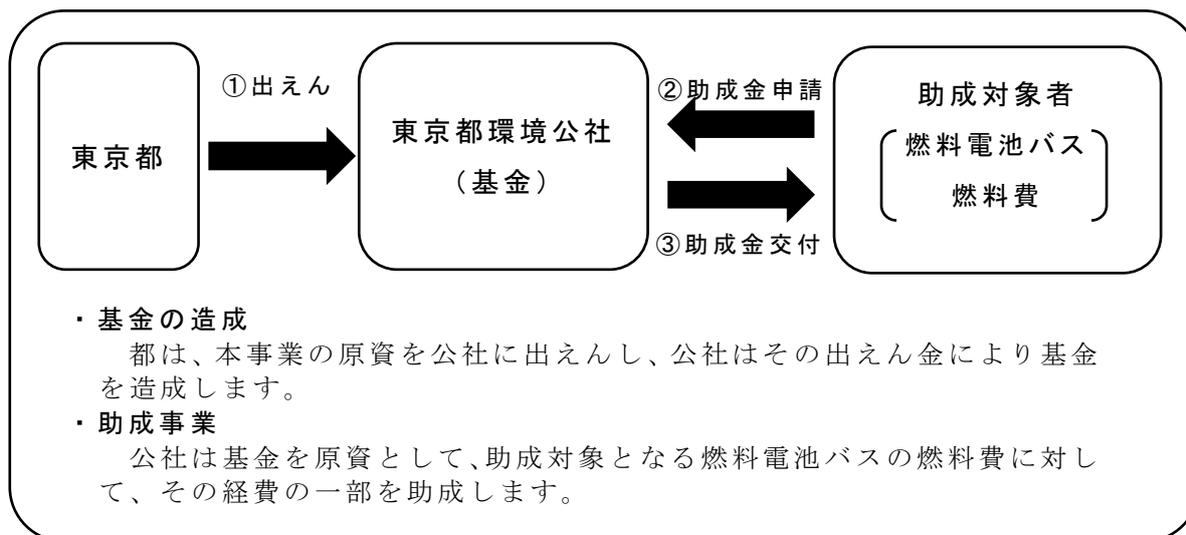
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

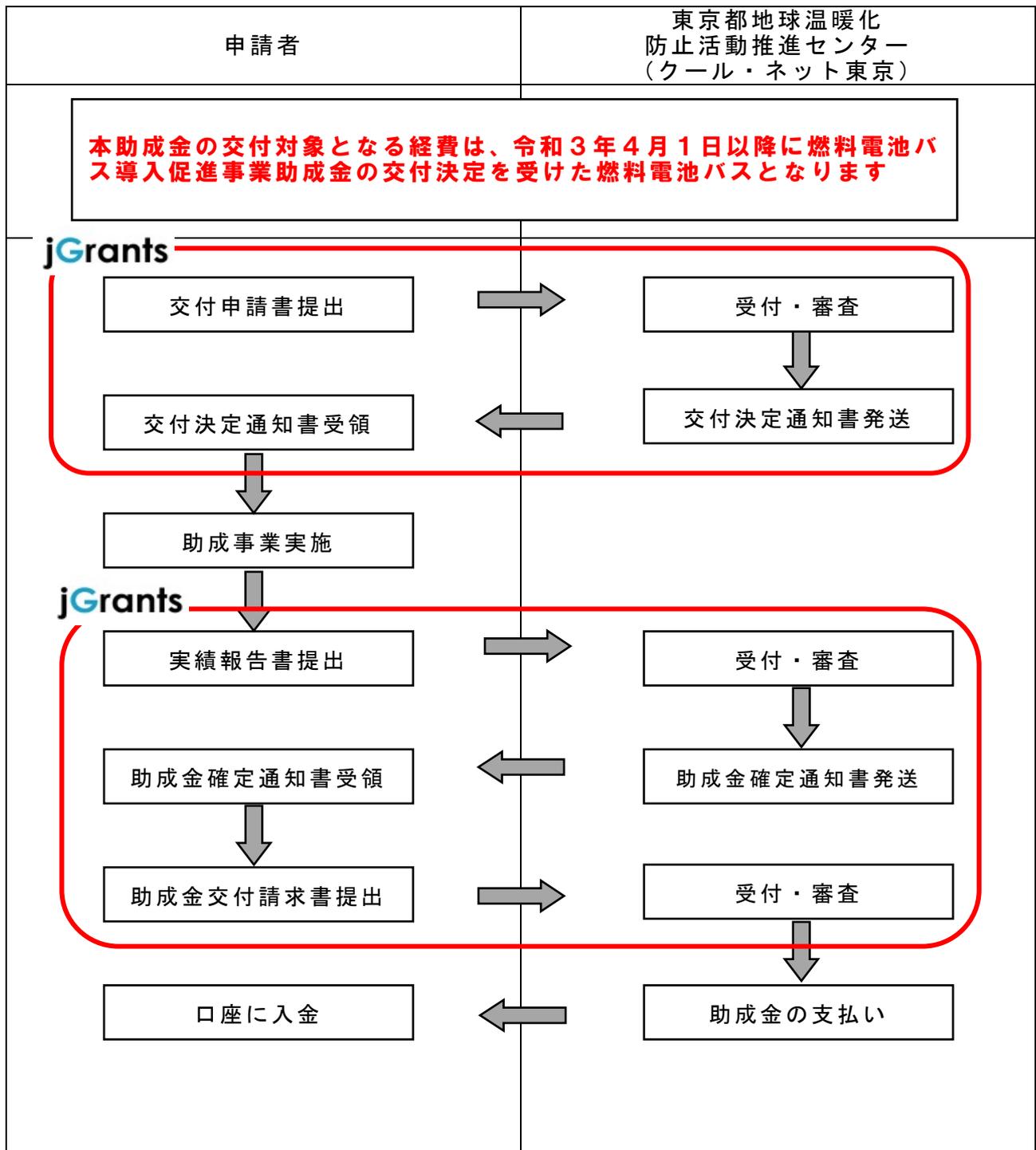
1.1 目的

燃料電池バス燃料費支援事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」とする。）が、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて事業用の燃料電池バスの普及を促進するために行う「燃料電池バス導入促進事業」を補完することを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象とする者は、民間企業とします。

ただし、以下に該当する者は除きます。

- ・ 税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ 公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団員等

2.2 助成対象経費（交付要綱第4条参照）

本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、令和3年4月1日以降に燃料電池バス導入促進事業助成金の交付決定を受けた燃料電池バス（以下「支援対象バス」という。）の運行に必要な燃料費の一部とします。

※令和2年度以前に交付決定を受けた燃料電池バスは対象となりませんのでご注意ください。

2.3 助成対象期間（交付要綱第5条参照）

本助成金の交付対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は初度登録日から令和4年3月31日（令和4年3月31日より前に当該燃料電池バスの運用の終了をした場合にあつては、当該終了をした日）までとします。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

本助成金の交付額は燃料電池バスの運行に必要な燃料費からディーゼルエンジンバスの運行に必要な燃料費を差し引いた額の1/2の額とします。

助成金額の算定方法（令和3年度）は以下のとおりです。

算定式：

$$\text{助成金額} = (\text{水素価格 (円/kg)} \div \text{FCバス燃費 (km/kg)} - \text{軽油価格 (円/l)} \div \text{ディーゼルエンジンバス燃費 (km/l)}) \times \text{FCバス走行距離 (km)} \times 1/2$$

表1 算定式における基準値

項目	令和3年度基準値
水素価格 (円/kg)	1,100
FCバス燃費 (km/kg)	10.2
軽油価格 (円/l)	89.8
ディーゼルエンジンバス燃費 (km/l)	2.17

※軽油価格は、大口需要者向けローリー渡価格（資源エネ庁）2020年平均値とします。

※支援対象バス（FCバス）走行距離(km)について、複数台申請する場合は各車両の合計値となります。

※交付申請時（3.1 申請手続き 参照）は、予想年間走行距離（km）で申請してください。交付申請時の助成対象経費が上限となるため、多少余裕を持った走行距離を記入してください。ただし、過剰な予想年間走行距離を申請した場合、審査時に根拠を求める場合があります。

※実績報告時（5.1 実績報告の提出 参照）は、該当支援対象バスのデジタルタコメーターで計測された走行距離データと突合します。

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条及び第27条参照）

（1）申請受付期限

令和4年3月31日（木曜日）（17：00必着）

本事業による助成金の交付申請は、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及びその他の必要な書類（表2）をとりまとめた上で受付期限までに原則、デジタル庁の電子申請システム「Jグランツ」（以下、「Jグランツ」とする。）を用いて提出してください。

（2）助成申請可能台数

1申請者（使用者）につき、制限はありません。1件の申請で複数台まとめて申請できます。

3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱別表第1参照）

表2 交付申請に必要な書類

	書類	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式
2	誓約書※注1	第2号様式
3	現在事項全部証明書 ※注1、2 （申請日時点で、発行日から3か月以内のもの）	写し
4	法人住民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書※注1、2 （納税証明書は完納を証明した直近のもの）	写し
5	その他公社が必要と認める書類	

※注1 リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要。

※注2 書面提出の場合に限る。

3.3 申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc-bus-fuel>

<Jグランツによる電子申請>

デジタル庁の電子申請システム「Jグランツ」にて申請書類をアップロードしてください。様式は公社のホームページからダウンロードしてお使いください。「Jグランツ」での電子申請にあたっては、GビスIDの取得（無料）が必要です。申請から取得まで2～3週間を要しますのでお早めに準備してください。

「Jグランツ」の操作方法は「Jグランツ」のクイックマニュアル等をご参照くだ

さい。具体的な申請手法は個別に公社までご連絡ください

* G ビズ I D : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

* J グランツ : <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

3.4 申請にあたっての留意事項

- ・ 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- ・ 審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・ 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・ 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・ 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

3.5 本助成金の交付決定（交付要綱第8参照）

公社は、本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。

本助成金を交付する場合にあつては助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあつては助成金不交付決定通知書（第4号様式）により通知します。

3.6 交付の条件（交付要綱第9条参照）

公社は、交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとします。

- ・ 交付要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従うこと。
- ・ 公社が助成事業（助成対象経費に関し、交付要綱第8条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた事業をいう。以下同じ。）の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- ・ 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 計画の変更等

4.1 助成事業の内容変更（交付要綱第11条参照）

以下の変更が生じた場合には、あらかじめ助成事業内容変更申請書（第6号様式）の提出をしてください。申請を受け、計画変更が妥当であると認めたときは、計画変更を承認し、その旨を申請者へ通知します。

- ・ 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- ・ 助成事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
- ・ 助成事業を廃止しようとするとき。

4.2 事業者情報の変更（交付要綱第12条参照）

以下の情報に変更があった場合は速やかに住所等の変更届出書（第8号様式）の提出をしてください。

- ・ 申請者の名称の変更(法人の代表者変更、社名変更など)
- ・ 申請者の住所変更

4.3 助成対象事業の廃止（交付要綱第14条参照）

やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第9号様式）を提出してください。

申請を受け、廃止が妥当であると認めたときは、廃止を承認し、その旨を申請者へ通知します。

5 実績報告の提出

5.1 実績報告の提出（交付要綱第15条参照）

助成対象期間の末日（令和4年3月31日）以降に速やかに実績報告書（第10号様式）及び以下の表3に示した書類を「Jグラント」を用いて提出してください。

表3 実績報告の添付書類

	必要書類	備考
1	実績報告書	第10号様式
2	該当燃料電池バスのデジタルタコメーターで計測された走行距離データ ※	
3	その他公社が必要と認める書類	

※該当燃料電池バスのデジタルタコメーターで計測された走行距離データは、以下の項目が含まれているものを提出してください。

- ・ 走行日
- ・ 走行距離
- ・ 車台番号もしくは自動車登録番号標 等

5.2 助成金額の確定等（交付要綱第16条参照）

公社は、実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が交付要綱第8条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該被交付者に助成金確定通知書（第11号様式）により通知します。

5.3 助成金の交付等（交付要綱第17条参照）

本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第12号様式）を提出してください。

※ 口座振込依頼書には、通帳の写しなど口座の確認が出来る書類も添付してください。

6 その他

6.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

交付要綱第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

6.2 債権譲渡について（交付要綱第13条参照）

交付要綱第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはなりません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

6.3 交付決定の取消し（交付要綱第18条参照）

- (1) 下記の項目に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- ・ 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ・ 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - ・ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - ・ 交付決定を受けたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - ・ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該被交付者に通知を行います。

6.4 助成事業の経理（交付要綱第23条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（表2及び表3に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の支払を実施した日の属する公社の会計年度の終了の日から5年間保存してください。

燃料電池バス燃料費支援事業 助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集

令和3年10月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NSビル 14階

TEL：03-5990-5159